物品調達仕様書

１．業務名

大型液晶テレビ及び専用テレビスタンド購入業務

２．目的

本仕様書は、三宅町役場庁議室において使用する機器整備を目的として、大型液晶テレビ及び専用テレビスタンドを購入、納品等するための条件を定める。

３．購入物品及び数量

購入する物品の型番、仕様、数量は以下のとおりとする。

なお、中古品、リビルト品、展示品等は不可とし、新品未開封であること。

	品　名	メーカー名	型番等	数量
1	65V 型液晶テレビ	REGZA	65Z770S 又は同等品	1 台
2	テレビスタンド	サンワサプライ	CR-PL61BK 又は同等品	1 台

〈主な仕様・要件〉

１．65V 型液晶テレビ（REGZA 65E770S）

・画面：65 インチ 4K 対応液晶パネル

・画素数：3840×2160

・その他：テレビチューナー内臓、120Hz 倍速対応、HDMI 端子有、VESA 規格対応

２．テレビスタンド（サンワサプライ CR-PL61BK）

・上記液晶テレビの重量及び VESA 取付に対応し、安定して設置や移動が可能な、専用スタンドとする。

４．納入期限

令和８年１２月１８日（金）まで（ただし、土日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く日の午前９時から午前１２時又は、午後１時から午後５時までの間に行わなければならない。）

５．納入場所

三宅町役場　本庁舎２階　庁議室（奈良県磯城郡三宅町伴堂 689 番地）

６．納入条件・付帯作業

受注者は、単なる物品の引渡しにとどまらず、以下の付帯作業を履行するものとする。

（１）搬入・開梱・設置作業

指定場所への搬入、梱包材の開梱及び、資材の持ち帰り処分を行うこと。なお、費用は受注者の負担とする。

（2）組立作業

テレビスタンドの組み立て及び、テレビ本体のテレビスタンドへの確実な取付けを行うこと。

（3）初期動作確認

電源投入、映像・音声出力及び、リモコン等の動作確認を行い、正常に稼働することを担当者立ち合いのもとで確認すること。

（4）既設機器の取り外し及び搬出・処分

本調達品の納入・設置に先立ち、指定の場所にある既設の下記機器（以下「既設機器という。）を取り外し、安全に搬出すること。また、搬出した既設機器については、「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）及び関係法令を順守し、受注者の責任において適正に処分等を行うこと。

	品　名	メーカー名	型　番	台数
1	液晶テレビ	SHARP	LC-32E6（壁掛け状態）	1台
2	液晶テレビ	Panasonic	TH-P50G1EH（下記スタンド取付状態）	1台
3	テレビスタンド	ハヤミ工産㈱	PH-845	1台

※受注者は、搬入時、次のエレベーターを使用することができるが、エレベーターを使用しない場合は、階段から搬入すること。

出入口寸法（mm）		かご内寸法（mm）		
幅	高さ	幅	奥行	高さ
750	2,100	1,400	1,200	2,200

7．梱包及び瑕疵担保責任

・配送中の破損や汚損がないよう、適切な梱包状態で納入すること。

・納入後、初期不良や仕様の相違、配送中の損傷などが発見された場合は、速やかに同等品若しくは同等品の新品と無償で交換すること。

8．保証・アフターサービス

・メーカー保証書が付属する場合は、保証規定に基づき適切に引き渡すこと。

・保証期間は、メーカー規定（原則1年間）に準ずる。

9．その他

本仕様書に定めのない事項、または疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。